

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第1 趣旨 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策の実施については、<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱</u>（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。</p> <p>第3 体質強化・花粉削減計画等 1 体質強化・花粉削減計画 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 体質強化・花粉削減計画の重要な変更は、第1号に基づき作成する体質強化・花粉削減計画の計画事項のうち次のいずれかに該当する場合とし、第1号の規定を準用するものとする。</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p><u>コ JAS構造用製材供給力強化計画（木材加工流通施設におけるJAS構造用製材の供給力の強化を図る取組について定めたもの）の変更又は追加</u></p> <p><u>サ～ス</u> (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1 趣旨 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策の実施については、<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付等要綱</u>（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。</p> <p>第3 体質強化・花粉削減計画等 1 体質強化・花粉削減計画 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 体質強化・花粉削減計画の重要な変更は、第1号に基づき作成する体質強化・花粉削減計画の計画事項のうち次のいずれかに該当する場合とし、第1号の規定を準用するものとする。</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>コ～シ</u> (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

別表 2

区分	補助対象経費
I 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業（合板製材事業費）	<p>1 体質強化・花粉削減計画の策定（略）</p> <p>2 合板・製材・集成材国際競争力強化対策 (1) 木材産業の輸出促進・体質強化対策 ①木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化、低コスト化及びJAS構造用製材供給力強化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうち木材加工流通施設整備</p> <p>国庫充当率は1/2以内（沖縄県については2/3以内）とし、対象となる経費は、機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>②木材加工流通施設等整備（供給力強化）のうち木材加工流通施設整備 2の（1）の①【国庫充当率・対象経費】に準ずる。</p> <p>ア 機械器具費</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR A[事業費] --- B[本機購入費] A --- C[付属機械器具購入費] A --- D[既存施設等の修繕費] A --- E[事業雑費] </pre> </div> <p>既存施設等の修繕費は、新たな加工機械等の導入の際に、連動する既設の加工機械等の性能を安定・向上させるために行う部品交換や調整費用とする。 事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。 ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。</p> <p>イ 建物建築費及び構築物設置費 2の（1）の①のイ【建物建築費及び構築物設置費】に準ずる。</p> <p>ウ 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費 2の（1）の①のウ【土地整備費及び林業施設用地舗装工事費】に準ずる。</p>

別表 2

区分	補助対象経費
I 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業（合板製材事業費）	<p>1 体質強化・花粉削減計画の策定（略）</p> <p>2 合板・製材・集成材国際競争力強化対策 (1) 木材産業の輸出促進・体質強化対策 ①木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化及び低コスト化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうち木材加工流通施設整備</p> <p>国庫充当率は1/2以内（沖縄県については2/3以内）とし、対象となる経費は、機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>②木材加工流通施設等整備（供給力強化）のうち木材加工流通施設整備 2の（1）の①【国庫充当率・対象経費】に準ずる。</p> <p>ア 機械器具費</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR A[事業費] --- B[本機購入費] A --- C[付属機械器具購入費] A --- D[既存施設等の修繕費] A --- E[事業雑費] </pre> </div> <p>既存施設等の修繕費は、新たな加工機械等の導入の際に、連動する既設の加工機械等の性能を安定・向上させるために行う部品交換や調整費用とする。 事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。 ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。</p> <p>イ 建物建築費及び構築物設置費 2の（1）の①のイ【建物建築費及び構築物設置費】に準ずる。</p> <p>ウ 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費 2の（1）の①のウ【土地整備費及び林業施設用地舗装工事費】に準ずる。</p>

③木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化、低コスト化、供給力強化及びJAS構造用製材供給力強化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうちストックヤード整備

2の（1）の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

④（略）

⑤木造公共建築物等の整備（木造公共施設整備）

2の（1）の①【木材加工流通施設等整備】に準ずる。

ただし、直接工事費については、原則として、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築木造工事標準仕様書」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」に記載がある項目に係る経費のみとし、整備する施設等に係る電気・上下水道工事等に係る経費、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に記載がある項目に係る経費並びに備品に係る経費は除く。

なお、木造公共施設、木製外構施設、付帯施設の国庫充当率については、15%以内とする。ただし、次に掲げるものは1/2以内とする。

ア CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物

イ 耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物

ウ 角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物

エ 激甚災害により被災した公共建築物を木造で再建する場合、又は同災害からの復興に係る公共建築物を木造で整備する場合（ただし、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき指定された激甚災害であり、同法の規定に基づく特定地方公共団体において当該激甚災害が発生した年度及びこれに続く2ヵ年度以内に整備する公共建築物に限る）

また、木質内装の国庫充当率については、3.75%以内とする。ただし、木質内装部分に係る事業費に1/2を乗じて得た金額を超えないこととする。

③木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化、低コスト化及び供給力強化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうちストックヤード整備

2の（1）の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

④（略）

（新設）

(2) 原木の生産基盤・低コスト安定供給対策

①間伐材生産

間伐材の生産又は里山林の整備を実施するための定額の単価は、工種により都道府県知事が算定した標準単価及び間接費に国費充当率（1/2）を乗じて定めるものとする。

上記の標準単価及び間接費については、「[森林環境保全整備事業実施要領](#)」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）に準じて算出するものとし、本事業の搬出材積等の実績や地域の森林の状況を踏まえた上で、複数の搬出材積による定額の単価の設定を行うなど、事業の実態を反映させるものとする。

このほか、「森林整備保全事業設計積算要領」、「[森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について](#)」（平成23年3月31日付け22林整第857号林野庁森林整備部整備課長通知）、「[森林整備保全事業標準歩掛](#)」、

「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準じて算出するものとする。

ただし、都道府県において、地域の実情を勘案し、新たな算定方法の必要がある場合はこの限りではない。

なお、間伐材等を搬出する際の積込経費及び原木仕分け経費についても、定額の単価に含めることができるものとする。

また、関連条件整備活動として行う対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等の経費については、事業実施主体が森林施業に着手する上で直接必要となる次の表に掲げる経費とし、都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率（1/2）を乗じて、1ヘクタール当たり2万2千円（消費税相当分除く。）以内で定額単価を定めるものとする。

さらに、関連条件整備活動として行う森林作業道の整備については、②のイの森林作業道に準ずるものとし、鳥獣害防止施設等の整備等については、「[森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について](#)」に準じて標準単価を算定することができるものとし、この算定額に国費充当率（1/2）を乗じて定額単価を定めるものとする。

区分	内容
(略)	(略)

(2) 原木の生産基盤・低コスト安定供給対策

①間伐材生産

間伐材の生産又は里山林の整備を実施するための定額の単価は、工種により都道府県知事が算定した標準単価及び間接費に国費充当率（1/2）を乗じて定めるものとする。

上記の標準単価及び間接費については、「[森林環境保全整備事業実施要領](#)」に準じて算出するものとし、本事業の搬出材積等の実績や地域の森林の状況を踏まえた上で、複数の搬出材積による定額の単価の設定を行うなど、事業の実態を反映させるものとする。

このほか、「森林整備保全事業設計積算要領」、「[森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について](#)」、「[森林環境保全事業標準歩掛](#)」、

「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準じて算出するものとする。

ただし、都道府県において、地域の実情を勘案し、新たな算定方法の必要がある場合はこの限りではない。

なお、間伐材等を搬出する際の積込経費及び原木仕分け経費についても、定額の単価に含めることができるものとする。

また、関連条件整備活動として行う対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等の経費については、事業実施主体が森林施業に着手する上で直接必要となる次の表に掲げる経費とし、都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率（1/2）を乗じて、1ヘクタール当たり1万9千5百円（消費税相当分除く。）以内で定額単価を定めるものとする。

さらに、関連条件整備活動として行う森林作業道の整備については、②のイの森林作業道に準ずるものとし、鳥獣害防止施設等の整備等については、「[森林環境保全整備事業実施要領](#)」第5の4（2）に準じて標準単価を算定することができるものとし、この算定額に国費充当率（1/2）を乗じて定額単価を定めるものとする。

区分	内容
(略)	(略)

②路網整備・機能強化

ア 林業専用道（規格相当）の整備

（略）

a （略）

b 林業専用道（規格相当）（施設一体型）

都道府県ごとの林業専用道（規格相当）（施設一体型）の開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり平均4万6千円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり平均4万9千円、C区分（25度以上）は1メートル当たり平均5万2千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。

a及びbの合計事業費の10パーセントを上限として林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強を行うことができるものとする。補強は、台風や豪雨などにより機能が低下していると認められる箇所等について、路体等の強度の向上や被害の拡大防止を図り、通行の安全を確保することなどを目的として実施する。林業専用道（規格相当）においては、都道府県知事が定める林業専用道の作設に関する指針等を踏まえ、路体強化、法面強化、排水施設工及び幅員拡張等の事業を行うことができるものとする。森林作業道においては、都道府県知事が定める森林作業道の作設に関する指針を踏まえ、土工、擁壁工及び排水施設工等の事業を行うことができるものとする。

また、a及びbの合計事業費の20パーセントを上限として、林道台帳に登載された、既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に、健全性や耐震性に係る点検診断を実施できるものとする。

林業専用道（規格相当）の整備に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「[森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領](#)」（[昭和54年8月23日付け54林野治第2015号林野庁長官通知](#)）、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準ずるもののほか、林野庁が別途定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、次の（ア）から（ウ）までのとおりとする。

（ア）～（ウ） （略）

②路網整備・機能強化

ア 林業専用道（規格相当）の整備

（略）

a （略）

b 林業専用道（規格相当）（施設一体型）

都道府県ごとの林業専用道（規格相当）（施設一体型）の開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり平均4万6千円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり平均4万9千円、C区分（25度以上）は1メートル当たり平均5万2千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。

a及びbの合計事業費の10パーセントを上限として林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強を行うことができるものとする。補強は、台風や豪雨などにより機能が低下していると認められる箇所等について、路体等の強度の向上や被害の拡大防止を図り、通行の安全を確保することなどを目的として実施する。林業専用道（規格相当）においては、都道府県知事が定める林業専用道の作設に関する指針等を踏まえ、路体強化、法面強化、排水施設工及び幅員拡張等の事業を行うことができるものとする。森林作業道においては、都道府県知事が定める森林作業道の作設に関する指針を踏まえ、土工、擁壁工及び排水施設工等の事業を行うことができるものとする。

また、a及びbの合計事業費の20パーセントを上限として、林道台帳に登載された、既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に、健全性や耐震性に係る点検診断を実施できるものとする。

林業専用道（規格相当）の整備に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「[森林整備保全事業現場技術業務委託費実施要領](#)」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準ずるもののほか、林野庁が別途定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、次の（ア）から（ウ）までのとおりとする。

（ア）～（ウ） （略）

イ 森林作業道の整備

森林作業道の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率（1／2定額）と森林整備事業における都道府県負担を念頭に置きつつ定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額は、都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計に1メートル当たり平均2千円を上限とする金額を乗じた金額とする。なお、上記の定額の単価の範囲内で、森林作業道の補強の経費を含めることができるものとする。既設の森林作業道の補強について、ア【林業専用道（規格相当）の整備】のbに準ずる。

森林作業道の整備に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」及び「森林環境保全整備事業実施要領の運用」（平成14年12月26日付け14林整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）に準ずるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、アの（ア）【工事雑費】及び（イ）【事務雑費】に準じ、その額は事業費に1,000分の45を乗じて得た額の範囲内とする。

ウ 機能強化

既設林道、既設林業専用道、既設林業専用道（規格相当）及び本事業で開設する林業専用道（規格相当）に対して機能強化を実施できるものとする。機能強化は、既設林道、既設林業専用道及び既設林業専用道（規格相当）に実施できる機能強化（単独型）並びに林業専用道（規格相当）の開設と一体的に実施できる機能強化（一体型）に区分するものとする。機能強化（単独型）及び機能強化（一体型）の国費助成額は事業費の1／2以内とし、機能強化（単独型）に係る事業費は、林野庁長官が別に定める下限及び上限事業費の範囲内とする。

機能強化の実施に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準ずるもののほか、林野庁が別に定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、ア【林業専用道（規格相当）の整備】の（ア）から（ウ）までに準ずる。

エ・オ （略）

イ 森林作業道の整備

森林作業道の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率（1／2定額）と森林整備事業における都道府県負担を念頭に置きつつ定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額は、都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計に1メートル当たり平均2千円を上限とする金額を乗じた金額とする。なお、上記の定額の単価の範囲内で、森林作業道の補強の経費を含めることができるものとする。既設の森林作業道の補強について、ア【森林作業道の補強】に準ずる。

森林作業道の整備に係る経費、指導監督費、工事雑費及び事務雑費について、アの（ア）【工事雑費】及び（イ）【事務雑費】に準ずる。

ウ 機能強化

既設林道、既設林業専用道、既設林業専用道（規格相当）及び本事業で開設する林業専用道（規格相当）に対して機能強化を実施できるものとする。機能強化は、既設林道、既設林業専用道及び既設林業専用道（規格相当）に実施できる機能強化（単独型）並びに林業専用道（規格相当）の開設と一体的に実施できる機能強化（一体型）に区分するものとする。機能強化（単独型）及び機能強化（一体型）の国費助成額は事業費の1／2以内とし、機能強化（単独型）に係る事業費は、林野庁長官が別に定める下限及び上限事業費の範囲内とする。

機能強化の実施に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林環境保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業現場技術業務委託費実施要領」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準ずるもののほか、林野庁が別に定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、ア【林業専用道（規格相当）の整備】の（ア）から（ウ）までに準ずる。

エ・オ （略）

③再造林の低コスト化

一貫作業システム、低コスト造林又は下刈りを実施するための定額の単価は、都道府県知事が算定した標準単価及び間接費に以下の条件に応じた国費充当率を乗じて定める。ただし、国の助成額は、定額の単価上限（間接費相当分及び消費税相当分を除く。）に実施面積を乗じた金額を上限とする。

なお、上記の標準単価及び間接費、関連条件整備活動の対象経費等の取扱いについては、①【間伐材生産】に準ずる。

ア 一貫作業システム
(略)

条件	国費充当率	定額の単価上限
事業費が1,813千円/haより20%以上削減され、1,450千円/ha以下となった場合	2 / 3	966千円/ha
上記の達成が困難な場合	1 / 2	725千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

イ 低コスト造林
(略)

条件	国費充当率	定額の単価上限
事業費が1,291千円/haより20%以上削減され、1,033千円/ha以下となった場合	2 / 3	688千円/ha
上記の達成が困難な場合	1 / 2	516千円/ha

ウ・エ (略)

オ 関連条件整備活動
(略)

事業種目	条件	国費充当率(B)	定額の単価上限
(ア) 及び (イ)	本体事業の国費充当率が2 / 3	2 / 3	2万9千3百円/ha
	本体事業の国費充当率が1 / 2	1 / 2	2万4千円/ha
(略)	(略)	(略)	(略)

③再造林の低コスト化

一貫作業システム、低コスト造林又は下刈りを実施するための定額の単価は、都道府県知事が算定した標準単価及び間接費に以下の条件に応じた国費充当率を乗じて定める。ただし、国の助成額は、定額の単価上限（間接費相当分及び消費税相当分を除く。）に実施面積を乗じた金額を上限とする。

なお、上記の標準単価及び間接費、関連条件整備活動の対象経費等の取扱いについては、①【間伐材生産】に準ずる。

ア 一貫作業システム
(略)

条件	国費充当率	定額の単価上限
事業費が1,601万円/haより20%以上削減され、1,276千円/ha以下となった場合	2 / 3	850千円/ha
上記の達成が困難な場合	1 / 2	638千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

イ 低コスト造林
(略)

条件	国費充当率	定額の単価上限
事業費が1,097万円/haより20%以上削減され、867千円/ha以下となった場合	2 / 3	578千円/ha
上記の達成が困難な場合	1 / 2	433千円/ha

ウ・エ (略)

オ 関連条件整備活動
(略)

事業種目	条件	国費充当率(B)	定額の単価上限
(ア) 及び (イ)	本体事業の国費充当率が2 / 3	2 / 3	2万6千円/ha
	本体事業の国費充当率が1 / 2	1 / 2	1万9千5百円/ha
(略)	(略)	(略)	(略)

	<p>④高性能林業機械等の整備 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 附帯事務費 ア 都道府県指導等事務費 事業を推進するため、都道府県による説明会の開催、事業実施市町村・特別区及び事業実施主体に対する指導、必要な会議の開催等に要する次の経費とする。 なお、事業費(消費税を除く。)の1.7%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率は1/2以内とする。 ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費について (ア)～(ケ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>3 (略)</p>
II 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業費(花粉削減事業費)	<p>花粉の少ない森林への転換促進対策</p> <p>1 スギ材の需要拡大対策</p> <p>(1) 木材加工流通施設等整備(大規模・高効率化、<u>低コスト化及びJAS構造用製材供給力強化</u>)、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうち木材加工流通施設整備</p> <p>Iの2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 木材加工流通施設等整備(大規模・高効率化、低コスト化、<u>供給力強化及びJAS構造用製材供給力強化</u>)、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうちストックヤード整備</p> <p>Iの2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

	<p>④高性能林業機械等の整備 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 附帯事務費 ア 都道府県指導等事務費 事業を推進するため、都道府県による説明会の開催、事業実施市町村・特別区及び事業実施主体に対する指導、必要な会議の開催等に要する次の経費とする。 なお、事業費の1.7%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率は1/2以内とする。 ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費について (ア)～(ケ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>3 (略)</p>
II 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業費(花粉削減事業費)	<p>花粉の少ない森林への転換促進対策</p> <p>1 スギ材の需要拡大対策</p> <p>(1) 木材加工流通施設等整備(大規模・高効率化<u>及び低コスト化</u>)、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうち木材加工流通施設整備</p> <p>Iの2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 木材加工流通施設等整備(大規模・高効率化、低コスト化<u>及び供給力強化</u>)、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうちストックヤード整備</p> <p>Iの2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

別表 3

指標のガイドライン

体質強化・花粉削減計画の目標を定める指標（目標指標：木材加工流通施設ごと）

区分	指標	指標の定義
大規模・高効率化	(略)	(略)
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量(増加量)のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)
	低コスト化	(略)
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)
	品目転換	(略)
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)
	高度加工処理	(略)
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量(増加量)のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量(増加量)のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)
花粉の少ない森林への転換促進緊急対策	供給力強化	1年間当たりの木材製品生産量 (新設の場合) 1年間当たりの木材製品生産量 (新設以外の場合) 1年間当たりの木材製品生産量 (新設以外の場合) 1年間当たりの木材製品生産量に対する目標値の増加率
	JAS構造用製材供給力強化	必須 1(新設の場合) JAS構造用製材の供給量 2(新設以外の場合) JAS構造用製材の供給率又はJAS構造用製材の割合(%) 3(新設以外の場合) JAS構造用製材の供給率又はJAS構造用製材の割合(%) 4(新設以外の場合) JAS構造用製材の供給率又はJAS構造用製材の割合(%)
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量(増加量)のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)
花粉の少ない森林への転換促進緊急対策	ストック強化	必須 (略)
	総合対策	必須 $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)

注) 算定使用量の考え方

①～④ (略)

⑤ 「JAS法は、日本森林規格等に關する法律(昭和25年法律175号)のことをいう。」

⑥ 「JAS法は、日本森林規格等に關する法律(昭和25年法律175号)のことをいう。」

⑦ 「JAS法は、日本森林規格等に關する法律(昭和25年法律175号)のことをいう。」

都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体又は都道府県ごと）

メニュー	指標	指標の定義	目標年度の定義	
1 合板・製材・集成材因循競争劣化対策	木材産業の輸出促進・体質強化対策			
	大規模・高効率化、品目転換、低コスト化、供給力強化	(略)	(略)	
	JAS構造用製材供給力強化	必須 供給に準じて 1(新設の場合) JAS構造用製材(目標)量 2(新設以外の場合) JAS構造用製材(機械)量 3(新設以外の場合) JAS構造用製材(目標及び機械)量	加工製材設備における当該施設によるJAS構造用製材(目標等製造区分)の加工量(原木換算量) 加工製材設備における当該施設によるJAS構造用製材(機械等製造区分)の加工量(原木換算量) 加工製材設備における当該施設によるJAS構造用製材(目標等製造区分及び機械等製造区分)の加工量(原木換算量)	事業完了の翌年度から起算して3年目
	高度加工処理	必須 施設利用率改善 社会的課題の解決に向けた措置	当該施設を利用する業の人数(人) 法1(※)	事業完了の翌年度から起算して3年目
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量(増加量)のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)		
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)		
	品目転換	(略)		
	低コスト化	(略)		
	供給力強化	(略)		
	ストック強化	(略)		
2 花粉の少ない森林への転換促進緊急対策	供給に準じて 1(新設の場合) JAS構造用製材(目標)量 2(新設以外の場合) JAS構造用製材(機械)量 3(新設以外の場合) JAS構造用製材(目標及び機械)量	加工製材設備における当該施設によるJAS構造用製材(目標等製造区分)の加工量(原木換算量) 加工製材設備における当該施設によるJAS構造用製材(機械等製造区分)の加工量(原木換算量) 加工製材設備における当該施設によるJAS構造用製材(目標等製造区分及び機械等製造区分)の加工量(原木換算量)	事業完了の翌年度から起算して3年目	
	高度加工処理	必須 施設利用率改善 社会的課題の解決に向けた措置	当該施設を利用する業の人数(人) 法1(※)	事業完了の翌年度から起算して3年目
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量(増加量)のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)		
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)		
	品目転換	(略)		
	低コスト化	(略)		
	供給力強化	(略)		
	ストック強化	(略)		
	総合対策	必須 $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)		

注) 算定使用量の考え方

①～④ (略)

⑤ 対象施設ごとに木材利用を通じて解決を図る社会的課題の内容及びその解決度合いを測る指標を設定すること。

別表 3

指標のガイドライン

体質強化・花粉削減計画の目標を定める指標（目標指標：木材加工流通施設ごと）

区分	指標	指標の定義
大規模・高効率化	(略)	(略)
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量(増加量)のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)
	低コスト化	(略)
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)
	品目転換	(略)
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)
	高度加工処理	(略)
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量(増加量)のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量(増加量)のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)
花粉の少ない森林への転換促進緊急対策	供給力強化	1年間当たりの木材製品生産量 (新設の場合) 1年間当たりの木材製品生産量 (新設以外の場合) 1年間当たりの木材製品生産量 (新設以外の場合) 1年間当たりの木材製品生産量に対する目標値の増加率
	JAS構造用製材供給力強化	必須 1(新設の場合) JAS構造用製材の供給量 2(新設以外の場合) JAS構造用製材の供給率又はJAS構造用製材の割合(%) 3(新設以外の場合) JAS構造用製材の供給率又はJAS構造用製材の割合(%) 4(新設以外の場合) JAS構造用製材の供給率又はJAS構造用製材の割合(%)
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量(増加量)のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)
花粉の少ない森林への転換促進緊急対策	ストック強化	必須 (略)
	総合対策	必須 $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)

注) 算定使用量の考え方

①～④ (略)

⑤ 「JAS法は、日本森林規格等に關する法律(昭和25年法律175号)のことをいう。」

⑥ 「JAS法は、日本森林規格等に關する法律(昭和25年法律175号)のことをいう。」

都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体又は都道府県ごと）

メニュー	指標	指標の定義	目標年度の定義	
1 合板・製材・集成材因循競争劣化対策	木材産業の輸出促進・体質強化対策			
	大規模・高効率化、品目転換、低コスト化、供給力強化	(略)	(略)	
	JAS構造用製材供給力強化	必須 供給に準じて 1(新設の場合) JAS構造用製材(目標)量 2(新設以外の場合) JAS構造用製材(機械)量 3(新設以外の場合) JAS構造用製材(目標及び機械)量	加工製材設備における当該施設によるJAS構造用製材(目標等製造区分)の加工量(原木換算量) 加工製材設備における当該施設によるJAS構造用製材(機械等製造区分)の加工量(原木換算量) 加工製材設備における当該施設によるJAS構造用製材(目標等製造区分及び機械等製造区分)の加工量(原木換算量)	事業完了の翌年度から起算して3年目
	高度加工処理	必須 施設利用率改善 社会的課題の解決に向けた措置	当該施設を利用する業の人数(人) 法1(※)	事業完了の翌年度から起算して3年目
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量(増加量)のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)		
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)		
	品目転換	(略)		
	低コスト化	(略)		
	供給力強化	(略)		
	ストック強化	(略)		
2 花粉の少ない森林への転換促進緊急対策	供給に準じて 1(新設の場合) JAS構造用製材(目標)量 2(新設以外の場合) JAS構造用製材(機械)量 3(新設以外の場合) JAS構造用製材(目標及び機械)量	加工製材設備における当該施設によるJAS構造用製材(目標等製造区分)の加工量(原木換算量) 加工製材設備における当該施設によるJAS構造用製材(機械等製造区分)の加工量(原木換算量) 加工製材設備における当該施設によるJAS構造用製材(目標等製造区分及び機械等製造区分)の加工量(原木換算量)	事業完了の翌年度から起算して3年目	
	高度加工処理	必須 施設利用率改善 社会的課題の解決に向けた措置	当該施設を利用する業の人数(人) 法1(※)	事業完了の翌年度から起算して3年目
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量(増加量)のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)		
	花粉削減事業のみ必要	木材利用量のうち $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)		
	品目転換	(略)		
	低コスト化	(略)		
	供給力強化	(略)		
	ストック強化	(略)		
	総合対策	必須 $\frac{A}{B}$ の占める割合(%)		

注) 算定使用量の考え方

①～④ (略)

⑤ 対象施設ごとに木材利用を通じて解決を図る社会的課題の内容及びその解決度合いを測る指標を設定すること。

第1.7 花粉の少ない森林への転換促進計画の概要

--

※ 都道府県ごとに別添様式1.0を作成し、添付する。

第1.8 木材需要拡大構想の概要

--

※ 都道府県ごとに様式1の別紙2を作成し、添付する。

第1～7 (略)

第8 体質強化・花粉削減計画に参画する木材加工流通施設等の概要

(略)	(略)		(略)								(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	輸出に向けた意向	(新設)	木材不足・価格高騰への対応	(新設)	(略)	(略)						
	(略)	(略)							(略)				(略)				(略)											
									(略)																			
(略)																												

- ※ (略)
- ※ 輸出に向けた取組を行う意向がある高度加工処理施設以外の施設について、輸出に向けた意向欄に「○」を記載する。また、意向がある場合は様式1の別紙の輸出構想を作成し、添付する。
(新設)
- ※ 令和3年度供給力増大施設として木材不足・価格高騰への対応に係る整備を行う施設について、木材不足・価格高騰への対応欄に「○」を記載する。また、別添様式4を作成し、添付する。
(新設)
- ※ (略)

第9～12 (略)

(新設)

第1.3 原木安定供給計画等の概要

| (略) |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| (略) |
| | (略) |

- ※ (略)
- ※ 主伐材生産目標及び間伐材生産目標については、基金活用事業、合板製材事業、花粉削減事業及び森林整備事業以外の生産量も含む。
- ※ 都道府県ごとに別添様式6又は別添様式9を作成し、添付する。
- ※ (略)

第1.4 特用林産物省エネルギー化施設等整備計画の概要

--

- ※ (略)
- ※ 都道府県ごとに別添様式7を作成し、添付する。

第1.5 木質バイオマスエネルギー転換促進計画の概要

--

- ※ 都道府県ごとに別添様式8を作成し、添付する。

第1.6 花粉の少ない森林への転換促進計画の概要

--

※ 都道府県ごとに別添様式9を作成し、添付する。

(新設)

（様式1_別紙1）

輸 出 構 想（〇〇県）

事業主体名	木材製品の輸出に向けた構想
	※例えば「国内外の木材製品のニーズ情報やGFPから得られるアドバイスなどをもとに、対応可能な木材製品の付加価値化にも努めつつ輸出の可能性を検討していく考え。」など、輸出に向けた構想等を各事業者や地域の実情に沿って記載ください。

（様式1_別紙1）

輸 出 構 想（〇〇県）

事業主体名	木材製品の輸出に向けた構想
	※例えば「国内外の木材製品のニーズ情報やGFPから得られるアドバイスなどをもとに、対応可能な木材製品の付加価値化にも努めつつ輸出の可能性を検討していく考え。」など、輸出に向けた構想等を各事業者や地域の実情に沿って記載ください。

(様式1 別紙2)

木材需要拡大構想（都道府県名）

事業実施 主体名	事業種目	工種	事業費 (回率)	建築物木材 利用促進協 定の有無	施設の概要	川上・川中との連携概要	構想
			千円		※開きほ「アミダセンター」の 「仮称」は地域に優先がある方の自 立を助ける施設としてグループホー ルを併設。また、地域との交流を 目的としたサロンを設ける施設であ り、木材をふんだんに活用し木材の おたかみ多量がいて、利用者へ木 の暖かしの効果を期待することを、 地域住民等へ木材利用の良さにつ いてPRする。 ※なお、各事業費 と地域の状況によって変動してく さい。	※支援対象の公共建築物に用いる「地域 材」の具体的な定義。当該「地域材」の出 産の主な産地を川上・川中との連携図に 示した概要を記載してください。	※開きほ「このふれあいセンターを木造で整備 し、木製段を活用したイベントの会場に する」とし、地域の交流拠点として川上川中 の交流を促進する。 ※なお、木材の良さを より多くの人に実感してもらい、また木材需要の 拡大に繋げる。川中のふれあいセンターの利用者 数が増えれば川上からの利用者も増える。川 中ふれあいセンターは川上からの利用者も増 える。 ※なお、各事業費と地域の状況によ って、設及効果を含めて記載してください。
			千円				
			千円				

※ 建築物木材利用促進協定を締結している場合は、協定書の写しを添付すること。
※ 川上・川中との連携図を添付すること。

(新設)

JAS構造用製材供給力強化計画（〇〇県）

第1 JAS構造用製材の供給力強化に関する現状と課題等

第2 JAS構造用製材の供給力強化への対応に資する木材加工流通施設整備の概要

事業実施主体	所在自治体	事業種目	整備内容	事業費 （千円）	交付金事業費 （千円）	施設整備 状況	目 標 指 標							備 考	
							施設数			目標値					
							種別	単位	年度	1年度	2年度	目標値 率	単位		目標年度

注 事業種目については、別添1の「工種又は区分別」、事業内容については、別添1の「工種又は区分別」を記載する。
 注 目標年度は、知事から「施設整備・流通施設整備の目標となる年度（目標年度、木材加工流通施設等）」の届出区分（JAS構造用製材供給力強化）の目標（JAS構造用製材の稼働率）又は「JAS構造用製材の出荷量又は入荷量」の届出区分を指す。
 注 目標指標の目標値率には、事業完了の翌年度から起算して2年度までの各年度における目標値を記載する。

別添様式7

原木安定供給計画（〇〇県）

- 1 (略)
2. 事業概要

事業種別		事業費(国庫)	間伐	路網整備・機能強化	高性能林業機械等	造林	コンテナ苗生産施設建設等
(附る。)		(附る。)	(附る。)	(附る。)	(附る。)	(附る。)	(附る。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合板製材事業の合計		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- ※ (略)
 ※ 合板製材事業の間伐の欄については、関連条件整備活動の事業費（国費）及び附帯事業費を含む額を記載する。
 ※ 合板製材事業の路網整備・機能強化の欄における林業専用道（規格相当）の欄については、補強、機能強化、航空レーザ計測及び関連条件整備活動の事業費（国費）及び附帯事業費を含む額を記載する。
 ※ 合板製材事業の造林の欄における人工造林の欄については、関連条件整備活動の事業費（国費）及び附帯事業費を含む額を記載する。

3～8 (略)

別添様式8

原木安定供給計画（〇〇県）

- 1 (略)
2. 事業概要

事業種別		事業費(国庫)	間伐	路網整備	高性能林業機械等	造林	コンテナ苗生産施設建設等
基金活用事業 (次期)		千円	千円	事業専用道（規格相当） 千円 森林作業道 千円	千円	二	二
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
基金活用事業と合 板製材事業の合計		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- ※ (略)
 ※ 基金活用事業及び合板製材事業の間伐の欄については、関連条件整備活動の事業費（国費）及び附帯事業費を含む額を記載する。
 ※ 基金活用事業及び合板製材事業の路網整備の欄における林業専用道（規格相当）の欄については、補強、機能強化、航空レーザ計測及び関連条件整備活動の事業費（国費）及び附帯事業費を含む額を記載する。
 ※ 基金活用事業及び合板製材事業の造林の欄における人工造林の欄については、関連条件整備活動の事業費（国費）及び附帯事業費を含む額を記載する。

3～8 (略)

別添様式 8

特用林産物省エネルギー化施設等整備計画（〇〇県）

（略）

別添様式 7

特用林産物省エネルギー化施設等整備計画（〇〇県）

（略）

別添様式9

木質バイオマスエネルギー転換促進計画（〇〇県）
（略）

別添様式8

木質バイオマスエネルギー転換促進計画（〇〇県）
（略）

1・2 (略)

3 実施の内容

(略)	交付金事業 (〇〇年度補正)			
	(略)	(略)	(略)	(略)
I 国際競争力・木材供給基盤強化対策				
1 体質強化・花粉削減計画の策定				
2 木材産業の輸出促進・体質強化対策				
(略)	(略)			
木材加工流通施設整備 (供給力強化)		施設		
木材加工流通施設整備 (JAS構造用製材供給力強化)		施設		
ストックヤード整備		施設		
木造公共建築物等の整備		施設		
※附帯事務費				
3 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策	(略)		(略)	
4 燃油・資材の森林由来資源への転換対策	(略)		(略)	
計				
II 花粉の少ない森林への転換促進総合対策				
1 スギ材の需要拡大対策				
(略)	(略)			
木材加工流通施設整備 (供給力強化)		施設		
木材加工流通施設整備 (JAS構造用製材供給力強化)		施設		
ストックヤード整備		施設		
(略)	(略)			
2 スギ人工林の伐採・植換え等の加速化				
路網整備・機能強化				
(略)	(略)			
航空レーザ計測	面積	ha	航空レーザ計測の実施： ha 既存航空レーザ計測成果の活用： ha	
※附帯事務費				
低コスト造林等				
一貫作業システム		ha		
森林作業道 (関連条件整備)		m		
低コスト再造林		ha		
森林作業道 (関連条件整備)		m		
下刈り		ha		
(略)				
3～4 (略)	(略)		(略)	
計				
合計				

4 (略)

※ (略)

(略)

1・2 (略)

3 実施の内容

(略)	交付金事業 (〇〇年度補正)			
	(略)	(略)	(略)	(略)
I 国際競争力・木材供給基盤強化対策				
1 体質強化・花粉削減計画の策定				
2 木材産業の輸出促進・体質強化対策				
(略)	(略)			
木材加工流通施設整備 (供給力強化)		施設		
(新設)	(新設)			
ストックヤード整備		施設		
(新設)	(新設)			
※附帯事務費				
3 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策	(略)		(略)	
4 燃油・資材の森林由来資源への転換対策	(略)		(略)	
計				
II 花粉の少ない森林への転換促進総合対策				
1 スギ材の需要拡大対策				
(略)	(略)			
木材加工流通施設整備 (供給力強化)		施設		
(新設)	(新設)			
ストックヤード整備		施設		
(略)	(略)			
2 スギ人工林の伐採・植換え等の加速化				
路網整備・機能強化				
(略)	(略)			
航空レーザ計測	面積	ha	航空レーザ計測の実施： ha 既存航空レーザ計測成果の活用： ha	
(新設)				
低コスト造林等				
一貫作業システム		ha		
森林作業道 (関連条件整備)		m		
低コスト再造林		m		
森林作業道 (関連条件整備)		ha		
下刈り		ha		
(略)				
3～4 (略)	(略)		(略)	
計				
合計				

4 (略)

※ (略)

(略)

